

発議第3号

介護人材の確保及び処遇改善を求める意見書の提出について

上記の議案を、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和8年6月26日提出

提出者 都市教育民生常任委員会

介護人材の確保及び処遇改善を求める意見書（案）

2026年6月に施行された介護報酬改定は、処遇改善加算の拡充、食費の引上げなどを含む「緊急対応」として異例の期中改定が実施されました。この改定により、介護人材の確保及び処遇改善については一定の効果が期待される一方で、事業者からは事務手続きの複雑化、加算条件をクリアするための事務増大などの問題点が指摘されています。

日本の総人口に占める高齢化率は2070年頃まで上昇し続けるとされており、介護サービス需要が拡大する一方、介護人材の処遇改善が追いつかず、依然として賃金水準の格差と人材不足が長期化かつ深刻化することは明白です。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けるためには、多様なニーズに対応する介護サービスの安定的な提供体制を確保することが不可欠です。そのためには、介護職員の処遇改善及び人材確保対策を国の責任において総合的かつ継続的に推進する必要があります。

よって、国においては、下記の事項について必要な措置を講じるよう強く求めます。

記

- 1 介護従事者のベースアップを他産業と遜色のない水準に引き上げるための、抜本的な報酬水準の引上げを行うこと。
- 2 処遇改善加算の拡充により、要件を満たすための生産性向上や協働化の取組が複雑であり、事務負担が増大している状況を鑑み、自治体ごとの運用差を解消し、算定要件の簡素化、データ入力及び報告業務の大幅な削減、全国共通様式の導入を図ること。
- 3 最低賃金上昇により、パート職員の労働時間が減少する現象が起きていることに鑑み、「年収の壁」を抜本的に見直し、働きたい人が十分働ける制度へ改正すること。
- 4 介護職は高度な専門職である。キャリア教育、広報活動、イメージ向上施策を強化し、若者が介護職を志す環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和8年6月26日

いなべ市議会

衆議院議長 森 英介 様
参議院議長 関口 昌一 様
内閣総理大臣 高市 早苗 様
厚生労働大臣 上野 賢一郎 様
総務大臣 林 芳正 様